



命 令 書

西脇市
申立人 X労組

イスラエル
被申立人 Y会社

上記当事者間の兵庫県労委平成29年（不）第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成30年3月22日第1551回公益委員会議において、会長公益委員滝澤功治、公益委員正木靖子、同大内伸哉、同大原義弘、同関根由紀、同塚本隆文、同米田耕士出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

本件は、X労組（以下「申立人組合」という。）が、被申立人Y会社（以下「被申立人会社」という。）に対し、平成28年11月7日付けで団体交渉を申し入れたところ、被申立人会社が応じなかったことが、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

被申立人会社は、平成28年11月7日に申し入れた退職一時金に関する団体交渉に応じるとともに、具体的金額提示を行う等誠実に対応しなければならない。

第2 本件の争点

- 1 被申立人会社は、退職一時金の支給に関し、申立人組合の組合員の労組法上の使用者に該当するか。(争点1)
- 2 被申立人会社が、退職一時金の支給に関し、申立人組合の組合員の労組法上の使用者に該当する場合、退職一時金の支給は、本件において義務的団交事項に該当するか。(争点2)
- 3 被申立人会社が、退職一時金の支給に関し、申立人組合の組合員の労組法上の使用者に該当し、かつ、退職一時金の支給が本件において義務的団交事項に該当する場合、申立人組合との団体交渉における被申立人会社の対応は、不誠実な団体交渉に該当するか。(争点3)

第3 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人組合

申立人組合は、兵庫県西脇市に所在し、申立外Y2会社（以下「Y2会社」という。）に雇用されていた労働者と申立人組合の上部団体の役員で組織され、審問終結時の組合員数は24人である。

(2) 被申立人会社

被申立人会社は、イスラエル国に所在し、集積回路の製造を主な事業内容とする株式会社で、米国や日本において事業展開するY3グループの中核企業であり、審問終結時の従業員数は約1,400人である。

なお、Y3は、被申立人会社を中核とする企業グループのブランド名である。

2 Y2会社

- (1) Y2会社は、被申立人会社が、兵庫県西脇市内で他社の保有し

ていた製造施設（以下「工場」という。）を取得し、集積回路の製造及び設計支援を主な事業内容として、平成23年6月3日、同市内に設立した株式会社であり、被申立人会社が株式の100パーセントを保有していた。（甲5、乙1、第1回審問代表取締役C2証言p29・30）

また、Y2会社の従業員数は、工場の閉鎖が発表された平成26年4月1日時点で約880人であった。

- (2) 平成26年4月1日時点でのY2会社の代表取締役は、最高経営責任者のC1（以下「代表取締役兼最高経営責任者C1」という。）、C2（以下「代表取締役C2」という。）、代表取締役B1、代表取締役B2及び代表取締役B3の5人であった。このうちY2会社で常時勤務していたのは代表取締役C2のみで、代表取締役兼最高経営責任者C1は、月の3分の1程度をY2会社で、残りの期間を被申立人会社や被申立人会社のグループ企業で勤務し、代表取締役兼最高経営責任者C1及び代表取締役C2以外の3人は、もっぱら被申立人会社で勤務していた。

なお、Y2会社の代表取締役5人のうち代表取締役C2以外の4人は、被申立人会社の役員を兼ねていた。

（乙1、第1回審問代表取締役C2証言p29・30）

- (3) Y2会社の人事、労務は、代表取締役C2が中心となって処理方針を決定しており、工場の閉鎖に伴う従業員の退職条件についても代表取締役C2が担当し、代表取締役兼最高経営責任者C1と協議の上、具体的な内容を決定した。

なお、代表取締役兼最高経営責任者C1も代表取締役C2も、当該退職条件の検討、決定に当たって、被申立人会社から実質的な指示を受けたことはなかった。

（第1回審問代表取締役C2証言p4・5、乙23の2）

- (4) 平成26年4月1日、工場を閉鎖すること及び被申立人会社と国内の別会社との合弁会社設立に関する手続が完了したことがY3名においてプレスリリースされた。（甲7）
- (5) Y2会社の就業規則には、退職金については規定されていたが、退職に伴うその他の一時金（本命令では、これをY2会社におけ

る呼称に従い「退職一時金」とする。)に関する規定はなかった。
(乙2)

3 Y2会社による従業員への説明

- (1) 平成26年4月1日以降、Y2会社は、従業員を代表する組織であるメンバーズコミッティとの労使協議会や、従業員全員を対象とする説明会を実施し、Y2会社の状況や退職条件について説明した。
- (2) Y2会社は、退職条件として、退職金については会社都合による退職の基準により算定される金額を支給すること、退職金の支払方法については2回分割とし、第1回目は支払総額の50パーセントを退職日から1か月以内に支払い、第2回目は第1回目の支払から6か月以内に支払うこと、再就職支援については再就職支援会社による包括的なサービス(カウンセリング、求人開拓、就職先紹介、コンサルテーション等)が2年間受けられること等の条件を提示し、退職日については平成26年6月30日又は同年7月31日と指定した。
- (3) Y2会社は、全従業員に対し、当該退職条件に同意する場合は「退職優遇措置適用申請書兼退職届」に記名押印して提出するよう求めたところ、九十数パーセントの従業員がこれに応じた。同申請書兼退職届には、退職日までの給与手当等一切の支払と、上記(2)の会社が提示した退職金支払条件及び退職優遇措置の適用を受けた上で、平成26年6月末又は7月末日をもって退職することが記載されていた。
- (4) Y2会社は、退職した元従業員に対し、平成26年8月26日付け、同年10月31日付け及び同年12月25日付けで、「Y2会社の状況について」と題する書面を送付した。当該書面には、Y2会社が所有していた半導体製造装置の売却状況や書面作成日の月末時点での退職金の支払を含む現金収支の予測が記載されていたが、土地建物の売却の状況は記載されていなかった。
(乙15～21、第1回審問代表取締役C2証言p5・6)

4 退職条件をめぐる団体交渉の経緯

- (1) 平成26年5月1日、申立人組合は、Y2会社に対し、申立人

組合の結成を通知するとともに、①退職金に関し、会社都合による退職として退職後1か月以内に全額を一括で支払うこと、②退職一時金に関し、平均賃金の3か月分を退職後1週間以内に支給すること、③再就職支援には万全を期すこと、④離職に当たって本人が不利益にならないよう配慮することを要求事項とする、団体交渉の実施を申し入れた。(甲1・2)

(2) 第1回ないし第11回団体交渉

ア 平成26年5月28日、申立人組合とY2会社との第1回団体交渉が実施された。(甲8、乙22)

なお、申立人組合とY2会社との団体交渉(ただし、第12回を除く。)は、代表取締役C2が交渉担当者として出席し対応したが、第1回団体交渉のみ代表取締役兼最高経営責任者C1も出席した。(甲9、第1回審問代表取締役C2証言p7・8)

イ 第1回団体交渉において、代表取締役C2は、申立人組合が要求した退職一時金の支給について、資金的に難しいことから支払できない旨説明した。また、当該団体交渉において、代表取締役兼最高経営責任者C1は、代表取締役C2の通訳を介して、「建物、ビルディングとか土地はカウントに入っていませんし、見通しも全く立っていません。そういうことで計算には入っておりませんが、もしそういうものが実現した暁には、それを従業員に還元するということというのは、十分に考える余地がある。」と発言した。(甲8、乙22、第1回審問代表取締役C2証言p12)

ウ 第1回団体交渉以降、平成27年2月19日の第11回団体交渉に至るまで、継続して交渉が実施されたが、退職一時金の支給については、退職金全額の支払に目途がついた第11回団体交渉までは議題とされることはなかった。(甲9、第1回審問代表取締役C2証言p7・32)

(3) 退職金の支払

平成27年2月25日、Y2会社は、元従業員に対する退職金全額の支払を完了させた。このとき、退職金支払の原資となる半

導体製造装置の売却代金の入金が遅れ、資金不足が生じていたことから、Y2会社は、被申立人会社から資金を借り入れ、支払った。(第1回審問代表取締役C2証言p9・10)

(4) 第12回団体交渉

ア 平成27年4月3日、団体交渉が実施され、申立人組合は、退職一時金として平均賃金の3か月分を要求し、国内における他社の早期退職優遇制度と比較して法外な要求ではないこと、被申立人会社の一工場である工場の閉鎖に当たっての企業責任であることを述べた。(甲9)

イ Y2会社の交渉担当者として出席した代理人は、元従業員に対する退職金の支払が完了したこと、元従業員のうち90パーセント程度が再就職できていること、平成26年11月6日に申立人組合と合意した当委員会のおっせん案(兵庫県労委平成26年(調)第17号)のすべての項目について誠実に履行したことを述べ、団体交渉の打ち切りを通告した。(甲4・9)

ウ 第12回団体交渉の席上、申立人組合は、Y2会社の代理人に対し、代表取締役兼最高経営責任者C1の出席する団体交渉を申し入れた。(甲9、乙4の1)

エ 平成27年4月30日、Y2会社の代理人は、申立人組合に対し、既に誠実交渉義務を尽くしているとして、団体交渉を打ち切る旨、同月28日付けの回答書により通知した。(乙4の1)

(5) 第13回団体交渉

ア 平成27年7月14日、申立人組合がY2会社を相手方とし、退職一時金の支払を交渉事項とする団体交渉に応じることを求めた別件の不当労働行為救済申立事件(兵庫県労委平成27年(不)第6号)に係る和解を経て、第13回団体交渉が実施され、申立人組合は、退職一時金の支給を求めたが、代表取締役C2は、退職一時金は就業規則に規定されておらず、Y2会社の土地建物の売却もできていない現状において、支給は困難であると回答した。(甲9)

イ 申立人組合は、退職一時金の支給について、日本での慣例に

沿い誠意を見せて欲しいと述べたところ、代表取締役 C 2 は、外国ではそのような慣例はない旨回答した。(甲 9)

(6) 土地建物の売却

平成 27 年 7 月、Y 2 会社は、所有していた土地建物を売却した。

(7) 第 14 回団体交渉

ア 平成 27 年 8 月 3 日、団体交渉が実施され、代表取締役 C 2 は、Y 2 会社の土地建物は売却できたものの、売却額については、当該売買契約により守秘義務が課されているとして具体的な売却額を明らかにせず、また、Y 2 会社の資金状況を改善するような売却額ではなく、収益は残っておらず資金がないとして、退職一時金の支給はできない旨回答した。(甲 9、第 1 回審問代表取締役 C 2 証言 p 32・33)

イ 申立人組合は、工場の閉鎖は、親会社である被申立人会社が一方的に決定したものであり、日本の慣例では退職金の上積みは当然である旨述べたところ、代表取締役 C 2 は、退職一時金の支給について法的な根拠はなく、退職金の支払、再就職の支援により責任は果たしたと考えている旨回答した。(甲 9)

(8) 第 15 回ないし第 17 回団体交渉

平成 27 年 9 月 18 日、同年 10 月 19 日及び同年 11 月 24 日、団体交渉が実施され、申立人組合は、Y 2 会社の土地建物が売却でき支払能力があれば退職一時金を支払うとした代表取締役兼最高経営責任者 C 1 の発言〔前記(2)イ〕に基づき退職一時金を支給すること、また、退職一時金を支給できないのであれば、そのことが立証できる資料の提示を求めた。これに対し、代表取締役 C 2 は、Y 2 会社は公開会社ではなく、土地建物の売却による収支について公表する義務はないが収益は残っておらず、退職一時金は支給しない、などと回答した。(甲 9)

(9) 交渉窓口の選任と団体交渉の申入れ

平成 27 年 12 月 1 日、申立人組合は、Y 2 会社の代理人に対し、退職が予定されていた代表取締役 C 2 に代わる交渉窓口の選任及び退職一時金の支給を交渉事項とする団体交渉を申し入れた

が、平成28年10月26日まで、交渉は実施されなかった。
(甲9)

(10) Y2会社の清算

平成28年4月14日、Y2会社は、株主総会で解散を決議して解散し、同年7月1日、当該解散について登記した。その後、同年8月8日、Y2会社は清算終了し、同月18日、当該清算終了について登記した。(乙1)

(11) 平成28年10月26日に行われた交渉

ア 平成28年10月26日、申立人組合から執行委員長Aほか1人、申立人組合の上部団体から3人、被申立人会社から役員である代表取締役兼最高経営責任者C1ほか1人が出席し、被申立人会社の代理人の事務所のテレプレゼンスシステム（高精度、高感度のテレビ会議システム）を使用した交渉が実施された。

イ 申立人組合は、被申立人会社に対し、第1回団体交渉において、代表取締役兼最高経営責任者C1から、Y2会社の土地建物が売却できたら配当を検討したい旨の発言があり〔前記(2)イ〕、平成27年7月に当該土地建物が売却できていることから、退職一時金の支給を求める旨、述べた。これに対し、被申立人会社は、Y2会社の土地建物の売却額については相手方との守秘義務があり公表できないが、思った以上に低額で、かつ、経費がかさみ残余財産がなく、また、法律上、被申立人会社には退職一時金を支払う義務はなく、さらに、被申立人会社の株主に対して、Y2会社の元従業員に退職一時金を支給することの合理的な説明ができないことから、退職一時金の支給はできない旨、回答した後、当日の交渉をもって、退職一時金の支給に係る交渉を打ち切ることを通告した。

(甲4・9)

(12) 被申立人会社に対する団体交渉の申入れ

ア 申立人組合は、平成28年11月7日付け文書で、被申立人会社及びY2会社に対し、退職一時金の支給を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。(甲3)

イ 被申立人会社の代理人は、申立人組合に対し、平成29年2月2日付け文書により、団体交渉に応じることができない旨通知した。(甲4)

5 申立人組合への説明

平成29年10月12日、本件審査における第4回調査期日において、被申立人会社の代理人は、平成28年9月20日に申立人組合に提示していたY2会社の清算に係る決算報告書の内容について説明を行った。(甲14、乙24の1、第4回調査調書)

第4 判断

1 被申立人会社は、退職一時金の支給に関し、申立人組合の組合員の労組法上の使用者に該当するか。(争点1)

(1) 申立人組合の主張

ア 被申立人会社はY2会社の親会社であること

Y2会社は、被申立人会社の100パーセント子会社として設立され、被申立人会社のホームページには、Y2会社が、第4工場、子会社と紹介されている。

イ 被申立人会社がY2会社を支配していたこと

(ア) 被申立人会社は、平成26年4月1日のプレスリリースにおいて、「我々が工場を閉鎖することはビジネスと株主価値のためであり、決して工場の品質やパフォーマンスが悪かったわけではありません。」と記載している。

このことからすると、Y2会社は、登記上は独立した法人ではあるが、実態は被申立人会社の一工場にすぎず、被申立人会社にY2会社の現実的、具体的な支配権があったことを意味している。

また、平成26年5月28日実施の第1回団体交渉の記録によると、被申立人会社が当該団体交渉の当事者であり、Y2会社の従業員を退職させるに当たり、被申立人会社が責任を取ることが当然のこととして交渉が進められている。

(イ) 被申立人会社は、子会社であるY2会社をすべてにおいて支配していたものであり、特に、Y2会社の清算に関する財

政面の状況については、当のY2会社の役員にすら知らせないほどの徹底ぶりであった。

(ウ) 被申立人会社は、Y2会社からマネジメントフィーを取り続け、清算残余金を消滅させた。このため、被申立人会社は、Y2会社の土地建物売却価格や土地建物売却金の使途について、証拠等の提出と説明ができない。

ウ 被申立人会社とY2会社に一体性があること

平成27年2月25日の退職金の2回目の支払に当たり、Y2会社の手持ち資金はほとんど無く、被申立人会社からの入金がないと支払えない状況であった。

このように、半導体製造装置の売却代金は、被申立人会社が管理し、必要に応じてその都度、Y2会社へ送金していたのであり、まさに被申立人会社とY2会社は全てに一体的であった。

エ 被申立人会社の役員がY2会社の役員を兼ねていること

被申立人会社の役員は、被申立人会社に居ながら完全子会社であるY2会社の役員を兼ね、Y2会社に対し、その運営に関する全ての事柄について指示をしていたのであって、被申立人会社は、申立人組合の組合員の使用者であった。

オ 被申立人会社が団体交渉に応じていること

今日までの交渉では、当事者間で「会社」とは被申立人会社を指すものであり、組合とは申立人組合であることの認識は一致していたはずであり、Y2会社の清算終了後も団体交渉は続いていた。

なかんづく、被申立人会社は、申立人組合の組合員の使用者であることを認めていたからこそ、Y2会社の清算終了の2か月後に実施された第18回団体交渉に応じたのであって、被申立人会社が申立人組合の組合員の使用者であったことを争う余地はない。

(2) 被申立人会社の主張

ア 本案前の主張

(ア) 本件救済申立てが労働委員会規則第32条に定める要件を欠くこと（同規則第33条第1項第1号）

不当労働行為救済申立書には、「不当労働行為を構成する具体的事実」を記載しなくてはならないところ、本件申立書にはその記載がないことから、同規則第33条第1項第1号により、即時に却下されるべきである。

- (イ) 請求する救済の内容が、事実上実現することが不可能であることが明らかであること（同規則第33条第1項第6号）

上記(ア)に加え、本件救済申立てにおいて申立人組合が請求する救済内容が、その内容及び客観的な状況に照らし、事実上実現不可能である。

a 被申立人会社には、法律上又は契約上、退職一時金の支払義務は全くなく、仮に申立人組合の要求に応じて、道義的、人道的観点から支払をすれば、被申立人会社の株主に対して説明のつかない支払をなすことになり、株主代表訴訟等の対象となりかねないため、そのような支払には事実上応じることはできない。

b 本件救済申立てが、日本に支店その他の拠点を全く有しないイスラエル国の法人である被申立人会社を相手方とした団体交渉の要求であり、団体交渉の場所、使用言語等の観点から、事実上その実現は不可能である。

- イ 被申立人会社は、退職一時金の支給に関し、申立人組合の組合員の労組法上の使用者ではないこと

- (ア) 親会社の使用者性の判断基準

労組法第7条の使用者への該当性の判断基準については、朝日放送不当労働行為救済命令取消請求事件最高裁判決（平成7年2月28日最高裁判決）が示した判断基準が適用されるところ、そこにいう「労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる」かどうかという基準は、親会社の子会社従業員に対する関係にも広く適用されているが、そうであるとしても、親会社が子会社に対して、単に影響力を及ぼしうるというだけでその基準を充足するとはいえず、当該団体交渉で要求されている事項及び当該労働者の労

働条件全般について、「現実的かつ具体的」に「支配」し「決定」していることが必要である。

(イ) Y2 会社が独立の法人として運営されていたこと

被申立人会社が Y2 会社の親会社であることは、上記(ア)の判断基準の充足を基礎付けるものではない。被申立人会社が Y2 会社の経営上の意思決定について、株主としての権限を超えて介入するといった Y2 会社と被申立人会社を同視すべきことを示す事実は存在しない。

(ウ) 申立人組合の指摘する事実が何ら意味を成さないものであること

a Y2 会社又は被申立人会社のウェブページやプレスリリースの記載は、グローバルに活動する企業が統一ブランドとして展開する観点から行っていたものであり、対外的なリリースとして何ら珍しいものではない。

b 親会社から派遣された取締役が存在することはグループ企業では当然に想定されている。

c 代表取締役兼最高経営責任者 C1 も代表取締役 C2 も、Y2 会社の工場を閉鎖するという株主の決定自体に逆らうものではないが、Y2 会社の取締役として、被申立人会社の利益のためではなく、Y2 会社の従業員から理解を得られるよう退職優遇措置の策定や申立人組合の団体交渉要求に対応してきたものである。

(エ) 人事、労務に関する事柄一般の決定、実行が Y2 会社において独自に行われていたこと

被申立人会社が Y2 会社元従業員の人事、労務管理について、雇用主である Y2 会社と部分的とはいえ同視できる程度に関与していた事実はない。

被申立人会社は、いわば親会社の立場から子会社に対する企業グループの経営戦略的観点から行う管理、監督の域で関与したのみであって、雇用主又は実質的に雇用主同様の立場から支配、決定した事実はない。

(オ) 従業員の退職条件に関する方針決定及び実行が Y2 会社に

において独自に行われていたこと

Y 2 会社の工場の閉鎖は、株主たる被申立人会社によるグループとしての経営上の判断としての決定であったが、それに伴う Y 2 会社の従業員との雇用契約終了のための方針等は、いずれも Y 2 会社の独立した判断に基づき決定されており、被申立人会社がこれを支配、決定した事実はない。

Y 2 会社の廃業、解散及び清算並びにそれらに伴う従業員との雇用契約の解約並びに退職優遇措置の検討、決定、説明等について、親会社である被申立人会社が雇用主である Y 2 会社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定した事実はない。

(カ) 申立人組合との団体交渉への対応を Y 2 会社において独自に行っていたこと

a 申立人組合との団体交渉への対応も、Y 2 会社が行っていた。

また、Y 2 会社と申立人組合との間の団体交渉は、代表取締役 C 2 が主導している。代表取締役兼最高経営責任者 C 1 は初回のみ、Y 2 会社の最高経営責任者という立場で従業員及び申立人組合に誠意を示そうという趣旨で出席しているが、被申立人会社を代表して出席したわけではない。

b 平成 27 年末に代表取締役 C 2 が退職した後についても Y 2 会社としての立場は一貫しており、代理人を通して行われていた連絡も Y 2 会社の委任に基づき行われていた。被申立人会社は、当初から一貫して親会社の立場から概括的、大局的に関与する以外、関わっていない。

c 平成 28 年 10 月 26 日開催の任意の面談については、テレプレゼンスシステムを用いて被申立人会社が参加しているが、この面談は、労組法上の義務的団交事項に係る団体交渉ではない。被申立人会社の経営上の判断を踏まえ好意に基づき任意に開催されたものであり、Y 2 会社が既に清算終了し形式的にも実質的にも消滅していたために被申立人会社が参加したに過ぎない。

(キ) 申立人組合が指摘するその他の事情が被申立人会社の使用者性を基礎付けるものではないこと

a 半導体製造装置の売却への被申立人会社の協力

被申立人会社は、Y2会社の工場内にあった半導体製造装置の売却手続についてY2会社を援助しているが、売却による収入を被申立人会社が得ているということはない。買手が海外企業であったということもあり、手続の便宜上、代金はいったん被申立人会社名義の口座に入金されたが、その後、代金はY2会社へ送金されるのであって、被申立人会社が売却収入を保持するというわけではない。実際に売却代金の入金があった際にはY2会社の収入として計上される。

平成27年初頭の退職金の支払のタイミングで半導体製造装置売却代金の入金がなかったという事実も、当該装置の買手からの入金がなかったということである。

b Y2会社の被申立人会社からの借入

上記aで述べた、退職優遇措置に基づく退職金の第2回支払のタイミングで、半導体製造装置売却代金の入金が間に合わないということで、被申立人会社は、Y2会社に対して貸付けを行っているが、これは、破産手続になった場合のグループ全体への影響等を考慮した上で行われたものであり、被申立人会社によるY2会社に対する支配を示すものではない。

c Y2会社から被申立人会社への支払について

被申立人会社がY2会社から支払を受けていたマネジメントフィーは、半導体製造の技術や指導、ノウハウの対価等の会計上適切に計上できるもののみである。そうした技術、ノウハウ等を与えるために適正対価を得ること等が問題視されるいわれはない。

d Y2会社元従業員への手紙について

Y2会社は、退職金の支払が完了するまでの期間、元従業員に対し、半導体製造装置の売却状況や財政状況等に関

する説明の手紙を送付していたが、この手紙に関しても被申立人会社は関与していない。

e 団体交渉の当事者について

第1回団体交渉の当事者は、Y2会社であり、被申立人会社の責任について議論する場ではなく、Y2会社側の参加者にはそのような発言をする権限はない。また、団体交渉記録に記載のある「CEO」は、Y2会社の最高経営責任者であった代表取締役兼最高経営責任者C1を指していることは明らかである。

なお、第1回の団体交渉から一貫して交渉に参加していたのはY2会社の代表取締役C2であり、また、その他の人物が参加した場合であっても、被申立人会社の立場で団体交渉が行われた事実はない。

f Y2会社の資金管理について

被申立人会社がY2会社を支配して資金を管理していたなどという事実はない。

退職金の2回目の支払期日前の被申立人会社からの送金は、代表取締役C2が被申立人会社と交渉して緊急に行った借入れによる送金である。

ウ 被申立人会社のY2会社に対する関与は、概括的、大局的関与に限られており、いわば親会社の立場から子会社に対し、企業グループの経営戦略的観点から行う管理、監督の域で関与したのみであって、雇用主又は実質的に雇用主同様の立場から関与した事実はない。親会社である被申立人会社が、Y2会社従業員の労働条件について、雇用主であるY2会社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定した事実はなく、被申立人会社に労組法第7条の使用者性は認められない。

(3) 当委員会の判断

ア 被申立人会社の本案前の主張について

(ア) 被申立人会社は、申立人組合による本件救済申立書に不当労働行為を構成する具体的事実の記載がないことから、本

件申立ては即時に却下されるべきであると主張するが、その後の審査手続において、申立人組合から不当労働行為を構成する具体的事実に関する主張が追加されていることから、被申立人会社の主張は認められない。

(イ) また、被申立人会社は、申立人組合が請求する救済の内容を実現することが事実上不可能であるとも主張するが、どのような救済内容とするか、また、その救済内容の実現が可能であるかは、実体審理を行わなければ判断し得ないことから、被申立人会社の主張は認められない。

イ 被申立人会社は、退職一時金の支給に関し、申立人組合の組合員の労組法上の使用者に該当するか（争点１）

申立人組合は、被申立人会社はＹ２会社の親会社であり、Ｙ２会社を支配していたことから、申立人組合の組合員に対する労組法上の使用者性があると主張するので、以下判断する。

(ア) 労組法第７条にいう「使用者」の意義について検討するに、一般に使用者とは労働契約上の雇用主をいうものであるが、同条が団結権の侵害に当たる一定の行為を不当労働行為として排除、是正して正常な労使関係を回復することを目的としていることにかんがみると、雇用主以外の事業主であっても、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同条の「使用者」に当たるものと解するのが相当である。（最高裁平成５年（行ツ）第１７号平成７年２月２８日最高裁第３小法廷判決参照）

(イ) 申立人組合は、被申立人会社がＹ２会社を支配していたことは明らかであり、また、被申立人会社が平成２８年１０月２６日にテレプレゼンスシステムを使用した第１８回団体交渉に応じたことから、被申立人会社が、申立人組合の組合員に対する労組法上の使用者性を認めていたことは明らかであると主張する。

たしかに、申立人組合が主張するとおり、被申立人会社は

Y 2 会社の親会社であり〔第 3 の 2 (1)〕、被申立人会社の役員 4 人が Y 2 会社の代表取締役を兼ね〔第 3 の 2 (2)〕、工場の閉鎖を決定したのは、株主としての被申立人会社であることからすれば〔第 3 の 4 (10)〕、資本関係や役員派遣等を通じて、被申立人会社が Y 2 会社の経営に対する一定の支配力を有していたことが認められる。

また、Y 3 名において工場の閉鎖についてプレスリリースが行われたことに加え〔第 3 の 2 (4)〕、Y 2 会社の従業員に対する退職金の支払資金を貸し付けるなど〔第 3 の 4 (3)〕、Y 2 会社の運営についても一定の関与をしていたことが認められる。

しかしながら、被申立人会社による上記の支配力ないし関与が、企業グループにおける経営戦略的な観点から、親会社が子会社等に対して行う管理、監督の域を超えるものであったとまでは認められない。

- (ウ) 工場の閉鎖に伴う従業員の退職条件は、代表取締役 C 2 を中心として Y 2 会社において独自に決定されたことが認められ〔第 3 の 2 (3)〕、被申立人会社が親会社として Y 2 会社における労働関係を支配し、従業員の退職条件について、雇用契約上の使用者と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することのできる地位にあったと認定することはできない。

また、平成 28 年 10 月 26 日に実施された交渉については、Y 2 会社はすでに清算終了していること〔第 3 の 4 (10)〕、及び被申立人会社から役員である代表取締役兼最高経営責任者 C 1 ほか 1 人が出席していることから〔第 3 の 4 (11)ア〕、これが団体交渉であるかどうかはともかくとして、被申立人会社として応じたことが認められる。しかしながら、当該交渉は、被申立人会社が、申立人組合に対し、団体交渉義務も含め、労組法所定の使用者に課せられる何らの義務も負っていないことを説明するために、Y 2 会社の解散の経緯を知る関係者によって、任意の面談として実施されたものと認めら

れ、その他、被申立人会社がY2会社の従業員の基本的な労働条件等の決定に、現実的かつ具体的な支配ないし関与をしていたことを窺わせる証拠はない。

ウ 小括

以上の次第で、被申立人会社がY2会社の従業員の退職条件について、Y2会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定することができる地位にあったとは認められないから、被申立人会社は、本件において労組法第7条所定の使用者には当たらず、また、本件について不当労働行為責任を負う者にも当たらないと判断するのが相当である。

2 退職一時金の支給は、本件において義務的団交事項に該当するか。
(争点2)

上記1で判断したとおり、被申立人会社は、申立人組合の組合員の労組法上の使用者に該当しないことから、申立人組合が被申立人会社に対して要求する退職一時金の支給が義務的団交事項に該当するかについては判断しない。

3 申立人組合との団体交渉における被申立人会社の対応は、不誠実な団体交渉に該当するか。(争点3)

上記2と同様に、被申立人会社は、労組法上の使用者に該当しないことから、申立人組合との団体交渉における被申立人会社の対応が不誠実な団体交渉に該当するかについても判断しない。

第5 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定を適用して、主文のとおり命令する。

平成30年3月22日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治